

法務局地図作成事業のお知らせ

下記実施地区において基準点を設置するための測量を実施します。

釧路地方法務局

法務省では、法務局に備え付ける地図を整備するため、全国の都市部において、地図の作成を要する緊急性及び必要性が高い地域並びに地方公共団体等の要望により実施地区を選び、地図を作成する事業を実施しています。

釧路地方法務局では、令和８年度から令和９年度までの事業として、下記の地域において、法務局地図作成事業を実施することとしました。

令和８年度においては、９月中旬から１１月下旬まで、事業を実施する上では欠かすことができない基準点を設置するための測量を行います。

この基準点を設置するための測量は、皆様の敷地を測量するものではありませんが、皆様の敷地に立ち入らせていただく場合がありますので、事業の趣旨をご理解いただき、事業へのご協力をお願いいたします。

記

作業期間 令和８年９月中旬～令和８年１１月下旬

実施地区（裏面参照）

釧路市昭和中央１丁目、昭和中央２丁目、昭和、昭和町２丁目及び昭和町３丁目の一部

説明会

皆様の敷地を実際に測量する前に、事業内容の説明会を開催する予定です。

説明会は、令和９年４月中旬頃の開催を予定していますが、開催前に、日程等をご案内する書面を実施地区内の土地所有者の皆様へ郵送いたします。

作業機関

公益社団法人 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会

※作業担当者は、緑色のビブス(ベスト)を着用し、「身分証明書」を携帯しています。

問合せ先

〒085-8522 釧路市幸町１０丁目３番地

釧路地方法務局登記部門

電話 0154-31-5029 担当 宇野、藤田（龍）

釧路市昭和中央・昭和町地区

(釧路市昭和中央1丁目、昭和中央2丁目、昭和、昭和町2丁目及び昭和町3丁目の一部)



出典：国土地理院ウェブサイト (maps.gsi.go.jp)

(地形図に赤色で網掛けを施して作成したもの)